

IPC News Letter

知的財産センターニュースレター

No.11

You,
Unlimited



発行日：2015年4月1日

ご報告

2014年度 龍谷大学特許出願、特許成立状況

2014年度には、本学の研究成果として16件の特許出願を行いました。また、これまでに出願していた発明案件の中で、4件の特許権が成立しました。

<特許出願状況>

No.	発明者	出願番号	出願日	出願種別
1	理工学部 木村 瞳 教授	特願2014-075152	2014.04.01	共同出願
2	理工学部 辻上 哲也 教授	特願2014-079789	2014.04.08	共同出願
3	理工学部 木村 瞳 教授	特願2014-083432	2014.04.15	共同出願
4	理工学部 木村 瞳 教授	特願2014-147074	2014.07.17	共同出願
5	理工学部 山岸 義和 講師(代表) 日詰 明男 客員教授	特願2014-162851	2014.08.08	単独出願
6	理工学部 岩澤 哲郎 准教授	特願2014-153644	2014.07.29	単独出願
7	理工学部 石崎 俊雄 教授	特願2014-182772	2014.09.08	共同出願
8	理工学部 中沖 隆彦 教授	特願2014-195330	2014.09.25	単独出願
9	理工学部 岸本 直之 教授	特願2014-261397	2014.12.24	共同出願
10	理工学部 内田 欣吾 教授	特願2014-231044	2014.11.13	共同出願
11	理工学部 岩澤 哲郎 准教授	特願2014-247030	2014.12.05	単独出願
12	理工学部 辻上 哲也 教授	特願2014-261327	2014.12.24	共同出願
13	理工学部 岸本 直之 教授	特願2015-042083	2015.03.04	共同出願
14	理工学部 岸本 直之 教授	特願2015-031835	2015.02.20	単独出願
15	理工学部 中沖 隆彦 教授	特願2015-031110	2015.02.19	単独出願
16	理工学部 兵藤 憲吾 助教	特願2015-047290	2015.03.10	単独出願

<特許成立状況>

No.	発明者	特許番号	登録日	発明の名称	出願種別
1	理工学部 木村 瞳 教授	第5548976号	2014.05.30	半導体装置及び電子機器	共同出願
2	理工学部 後藤 義昭 教授	第5594710号	2014.08.15	リチウム型ゼオライトの製造方法	共同出願
3	理工学部 山添 誠司 助教(代表) 理工学部 和田 隆博 教授	第5641402号	2014.11.07	酸化物膜及びその製造方法、並びにターゲット 及び酸化物焼結体の製造方法	単独出願
4	理工学部 和田 隆博 教授	第5643472号	2014.11.07	圧電薄膜素子	共同出願

ご報告

「2014年度知的財産セミナー」を開催しました

去る2014年6月19日、深草キャンパスにおいて、「2014年度第1回知的財産セミナー」を開催し、関西知的財産協議会 会長 岩槻邦弘氏を講師として「企業活動と知的財産について」をテーマにご講演いただきました。

また2014年11月19日には、瀬田キャンパスにて、「2014年度第2回知的財産セミナー」を開催いたしました。「環境分析事業と知財」と題して、講師の株式会社日吉代表取締役社長 村田弘司 氏より中小企業の環境サービス産業における国際標準化による環境戦略の取り組みについてご講演いただきました。

知的財産を活用して事業を展開している企業経営の事例を学んだ学生からは「現場で活躍されている方の貴重な話や熱い思いを聞くことができ、勉強になりました」「知的財産の必要性を学び貴重な経験になりました」とのコメントがあり、知的財産についてのこれからの考え方や魅力が伝わった様子でした。

2015年度も「知的財産セミナー」を開催する予定としております。詳しく決まり次第、知的財産センターホームページや学内掲示にて広報いたしますので、ご関心のある方は、ぜひご参加ください。



セミナーの様子(第2回知的財産セミナーより)

2014年度、科学技術振興機構(JST)が主催する新技術説明会において、本学から以下の発表者に技術シーズを紹介いただきました。本説明会は、大学研究者が自らの特許技術について実用化を展望した技術説明を行い、広く実施企業・共同研究パートナーを募るものであります。

当日は多くの企業関係者にご来場いただき、各シーズに対し、たくさんの関心が寄せられました。また、シーズ発表終了後には、名刺交換やシーズ内容に関する質問、相談など交流を深め、盛況のうちに終了いたしました。

知的財産センターでは今後も引き続き、このような機会を通して、本学で生まれる研究成果の技術移転に努めていきます。

(発表順)

開催日	イベント名	発表者	テーマ
10/23	びわ湖発新技術説明会	理工学部 内田 欣吾 教授	光により形成する超撥水性表面
12/2	龍谷大学・明治大学 新技術説明会	理工学部 岩澤 哲郎 准教授	汎用試薬を利用した四置換アルケンのテンプレート合成
		理工学部 山岸 義和 講師 日詰 明男 客員教授	フィボナッチ数列を用いた3次元構造物
		理工学部 石崎 俊雄 教授	移動型無線電力伝送システム
2/27	関西9私大 新技術説明会	理工学部 宮武 智弘 教授	混ぜるだけで様々な酵素の活性を蛍光で評価できる検査キットの開発



知財トピックス 第10回 「職務発明制度の見直し」

去る2015年3月13日に、「特許法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、この法律案が開会中の第189回通常国会に提出されることになりました。

今回の改正案で注目される点として、職務発明制度の見直しがあります。

我が国の特許法の端著となつた明治42年法では、職務発明は原則として原始的に(当初からという意味)使用者に特許を受ける権利が帰属すると定めています。その後、大正10年法(旧法)において権利が発明者に原始的に帰属するという発明者主義に改められて、現在に至っています。

現行の特許法第35条第1項の規定によれば、「職務発明」は①従業員等が創作した発明であり、②現在または過去の職務に基づいており、③使用者等の業務範囲に属することが要件になると考えられます。そして、現行の第1項によれば、職務発明に係る特許権または特許を受ける権利は原始的に従業者等に帰属しており、使用者等は無償の通常実施権を受けることができるようになっています。使用者等が特許権の譲渡を受けるためには、「相当の対価」を支払わなければならないとされていました(改正前の第3項、第4項)。この「相当の対価」を巡って、いくつかの裁判事が起きましたが、最も有名なのが「青色LED事件」です。

「青色LED事件」の東京地裁の平成14年の中間判決では、「相当の対価」が200億円であるとの判断が出され、大きな社会的注目を集めました(高裁段階で8億円強の対価支払いと和解が成立)。これらの裁判事件が契機になり、平成16年に特許法第35条が現在の形に改正されました。現在の第35条の規定では、「相当の対価」を定める場合には、平成16年法で新設された第4項において「対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであってはならない」と規定されています。不合理であると認められるときは、「使用者等が受ける利益、負担、貢献および従業者等の処遇その他の事情」を考慮しなければならないとの規定が第5項にあります。

平成16年改正から10年近くが経過して、対価訴訟事件も一段落したように見えますが、大企業を中心とする使用者等には、職務発明の権利帰属と対価の決定がなお不透明であるとの不満があり、今回の法改正に至ったようです。改正法では職務発明が使用者に帰属することを認める第35条第3項が新設され、「従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から当該使用者等に帰属することになります。

職務発明の使用者等帰属については、日本学術会議を中心に大学・研究機関から制度変更に慎重あるいは反対する意見が表明されました。産業構造審議会報告書においても、「特許を受ける権利の従業者等帰属を希望する法人(大学や研究機関)については、従前通り、それを可能にするものとし、本制度改正によって不利益を被ることのないようにする」とされています。

もう一度、先述の改正第3項を読み返すと、改正案が発明者帰属を否定していないことが分かると思います。また、第1項はそのままの内容になっており、発明者帰属の余地が残されています。

改正案では、職務発明の使用者等帰属の見返りとして、発明奨励のインセンティブとして、新設される第6項において、「経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、前項の規定により考慮すべき状況等に関する事項(注:相当の利益)について指針を定め、これを公表しなければならない」と規定しています。今回の改正では、「相当の対価」に代わって、「相当の利益」との用語が採用されています。

特許法等の一部改正案が今国会で成立することは確実ですが、施行の時期は来年2016年4月になると思われます。

知的財産アドバイザー
櫻井 雄三